

平成 29 年度 第 2 回四條畷市 いじめ問題対策連絡協議会 議事 要録

日 時	平成 29 年 12 月 21 (木) 午前 10 時～
場 所	四條畷市役所東別館 2 階 201 会議室

(出席者) 小寺会長・岡副会長 (代理で堀池委員)・内田委員(代理で船木委員)・福田委員・
中村委員・中西委員・平井委員・板谷委員 (代理で中西委員)・吉田委員・溝口委員・
開委員・芝田委員 (順不同)
(欠席者) なし

1. 開会

事務局：健康福祉部長 挨拶

事務局：(会議成立要件の報告)

資料の確認

資料 1 委員名簿

資料 2 いじめの認知件数、千人率比の比較について

資料 3 いじめの防止等のための基本的な方針

会 長：挨拶

委員自己紹介

2. 議事

会長：案件 1 「市内小中学校におけるいじめ問題の状況と課題について」事務局からご説明をお願いいたします。

事務局：説明

- ・いじめの認知件数 (H29 年度については 1 学期までの統計)
- ・千人率比による国との比較 (H29 年度については 1 学期までの統計)
- ・いじめの解消について (心身ともに苦痛がない状況が 3 か月以上続く)
- ・国が示す「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定内容について
国の改定に基づき府が作成したものを見て、市の方針を決めて学校の基本計画を見直していく。

会長：只今、教育委員会からのご報告につきまして、委員の方からご意見・ご質問等がございましたらお願いします。

平成 28 年度から平成 29 年度の数字が減っているのは、どうしてでしょうか。

事務局：平成 29 年度に関しましては、1 学期までのデータとなっております。そこに 2 学期、3 学期の件数を足していくということになります。

会長：それでは、平成 29 年度に関しても、3 倍ほどの人数が見込め、昨年度と同様の数になると見込んでいるのでしょうか。

事務局：おっしゃるとおりです。

中村委員：小学校で93人、中学校では36人となっています。数で見ると中学校の方がかなり少ないですが、内容はやはり中学校の方が厳しいいじめとなるのでしょうか。人数の違いは为什么呢。

事務局：小学校は単純に人数が倍ほど多いということもあります。また、いじめの程度については、やはり小学校と中学校では大きな差があるとは思いますが。

芝田委員：付け加えさせていただきます。小学校1、2年生によくあるパターンですが、もめごとがあった時点で、嫌な思いをした、いじめだと感じてしまうことはあります。ちょっと足が当たったのをいじめととらえたということも聞いております。中学生になると、いじめの範囲を自分で判断できるということもありますので、そういうところでも小学校、中学校の件数の差が出ていると把握しております。

中村委員：件数については、ひとりの子どもが何件も上がっていることはあるのでしょうか。

事務局：こちらは述べ件数です。ひとりの子どもが重なっている場合もあります。

会長：いじめの認定というのはどのようになっているのでしょうか。いじめの有り無しに関してや、事実関係とともに教えていただけますか。

事務局：それでは、資料3をご覧くださいませでしょうか。こちらは、国が今年の3月に改定したものとします。

いじめの定義につきましては、P4にあります、「いじめとは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とされています。また、P5に、「物理的な影響」とは、心身的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発症している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする」と記されています。

溝口委員：いじめの内容については、毎年同じような内容が出てきているのでしょうか。

事務局：内容につきましては、ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる40%、仲間外れ、集団による無視をされる20%、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする14%、特に大きく変化するような状況は見られません。

平井委員：この認知件数というのは、子どもたちからのアンケートによる回答をもとにした件数でしょうか。先生が発見したもの等も含まれているのですか。

事務局：アンケートと、先生たちが発見したもの、子どもが相談したもの、保護者からの相談も含まれています。

平井委員：あまりにも件数が多いので、これだけのいじめが行われていると大変ですね。テレビで見ている命を絶ってしまうようないじめは、ここまでの数にはならないとは思いますが、深いところにあるいじめについては、先生方に気づいて、なくしていただきたいと思えます。この数字だけでは判断しにくいところでしょうね。

森田部長：資料3のP5にインターネット上で悪口を書かれたという文章については、潜んだいじ

め感があります。そこを把握はできるのでしょうか。

事務局：動画をインターネットにアップする等の、感覚が軽くなっています。ラインのグループ間での会話は、グループ外の子もは知れない情報になるので、大きなトラブルになることはあります。こちらが把握することは難しいところです。先ほど上げた認知件数の中から、小学校でうち2件、中学校でうち3件が、パソコン等で嫌なことをされたと上がっています。これについては、保護者が情報提供をしてくれたり、同じグループの子が先生に相談したりすることによって発覚した状況です。学校としましては、なかなか調べきれない状況ではあります。

溝口委員：資料3の説明はありますか。

会長：説明をされますか。よろしくお願いします。

事務局：資料3の説明を簡単にさせていただきます。国が示す基本方針となります。それを受けて府が改定し、府の改定をもとに市が改定することになります。P6いじめの防止について、いかにいじめを起こさないようにするかということについて、P7に地域や家庭との連携が必要であると書かれています。P24には学校がすべきことが書かれており、ホームページへの掲載、その他の方法により保護者や地域住民がいじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにするとあります。今まで以上にいじめに対して発信するよう義務付けられています。そして、さらに地域の皆様や保護者、関係諸団体、専門家の方々との連携が必要となっています。学校だけで抱えるのではなく、いろんな機関と連携していくことが示されました。

会長：事務局の方から、資料3についての説明がございました。これについて、質問等はありませんでしょうか。

溝口委員：資料3のP25につきまして、各学校でいじめの基本方針を策定して、各学校のホームページへの掲載をしたり、地域住民への周知をしたりしていくとのことでした。地域住民が方針を見ながら学校をチェックできるようになるのかなと思うのですが、いつぐらいからホームページ等で見られるようになるのでしょうか。

事務局：市の方針は3月をめどに作っていく方向で示しています。学校等につきましては、市の方針を受けてから学校で策定しますので、平成30年度内にできるようにしていきます。ただ、設置は早い方がよいとは思っているところです。現段階では、ホームページへの掲載はどの学校もできてはおりません。保護者への周知につきましては、学校便りや参観での周知となっています。

溝口委員：保護者や学校関係者には周知はできているということですが、地域住民には周知ができていないということですか。

事務局：現状はそうです。

会長：掲載する内容については、基本方針だけでしょうか。各学校が掲載するのであれば、実績や傾向等により内容は違ってくるのでしょうか。

事務局：未定ではあるのですが、学校の実情に合わせて載せていくことになると思われます。子どもたちが安心して学校に行けるようになることが望ましいと思っています。今後検討していく段階です。

会長：市として行うべきだという意見はないのでしょうか。

溝口委員：一般に公開するような方針に変わったということで、よりいっそう地域住民がいじめに関われるような環境になるのはよいことだかと思います。いつ頃から公表するのかを知りたかっただけです。

中西委員：各校のホームページにいじめの事例が載るとなると、第2のいじめ、第3のいじめにつながってしまわないかなと思うのですが。

事務局：事例は載せないと思います。「困ったことがあればここへ連絡してください」というような内容になると思います。

中村委員：各学校の事例は、一般の方には公開しなくてもよいと思いますが、各学校関係者、校長先生、教頭先生、教員等で共有できればいいと思うのですが。各校で積み重ねた事例を市がまとめ、パスワード等で管理して、過去の対応を見られると、会議をしなくてもそこで共有できるのではないかと思います。

芝田委員：おっしゃるとおりだということは教育委員会でも認識しております。校長会、教頭会で特別な対応をした事例は共有を図るようにしています。また、生徒指導の担当がおりますので、それを介して学校と密に連絡を取るようなシステムになっております。

中西委員：各校で連携は取っていただいているとは思いますが、それがどこまで下に伝わっているのかなと思います。上の先生の受け取り方によっては、これはうちの学校には関係がないとしてしまう場合もあるのではないのでしょうか。昔からすると進んでいますよね。昔は、いじめは、いじめられている方も悪いと言われたものです。

失敗例と成功例を上げて先生方の研修をしていただいたらいいと思います。失敗例はいくらでもあります。「不登校の子どもを何としてでも連れてきて」と、友達にお願いすると、何をしてもいいと捉えてしまい、引きずり出してきました。そして、その子はさらに来られなくなりました。そんな失敗例も出していけばいいと思います。また、いじめている子の事例では、母子家庭の子で、母親がそんなことに気づいてあげられなかったと、息子を抱いてわんわん泣きました。それ以降おさまったということもありました。

芝田委員：今日出ている堀池校長先生も入っておられるのですが、各代表の生徒指導の先生方が集まる会議がありますので、そこでは外に出せないような事例を扱い、密に連携を取りながら共有を図っています。今後、そんなことを意識しながら研修を行っていきたいと思います。ありがとうございました。

福田委員：ホームページ掲載の件に戻るのですが、事例を直接出すということは個人情報の問題等もありますので難しいと思います。また、学校別の認知件数を出すとこの学校はいじめが多いとなっていくのも、よろしくないかなと思います。学校別で取組まれておられるいじめ方針で、アンケートやSNSについての講座等、行った取組みを公開されるといいのかなと思います。

会長：参考にしていただいたらいいかなと思います。今日出していただいた認知件数についてですが、これは、一般の方は見られるのでしょうか。

事務局：これは出していません。

芝田委員：文科省の調査に基づくものですので、年間が終わりましたら、文科省から出される数字かと思われま。市町村別には出ていません。

会長：市全体としての動きが見えるので、このくらいは出してもいいのかなという感じはします

ね。また検討していただきたいです。

福田委員：市によってはこの会議の議事録を載せているところもありますね。

事務局：議事録は載せています。資料までは載せていません。

会長：具体的な数字は出てこないのですね。また色々のご検討をお願いします。

溝口委員：文部科学大臣が決定した基本方針をもとに、市の基本方針を改定するというのですが、資料3のP7に、地域や家庭との連携について、より多くの大人が悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築するとあります。P8でも、学校以外の相談窓口についても、児童生徒に適切に周知する等、学校や学校の設置者が、関係機関による取組みと連携することも重要であると書かれています。これらは、市の方針に盛り込んでいくのかなと思われま。そこで、先ほど中西委員からいじめの相談を受けられたとお話がありましたが、民生委員児童委員さんがいじめの相談を受けていると知らない市民もいると思います。各機関、団体さんで、相談を受けたことがあるかどうか、相談を受けられる窓口があるのかを周知できたらいいなと思います。

会長：それでは、案件2の「各主体による取組みについて」に合わせて、窓口があるかどうか、相談を受けた経験があるかどうかをお話しいたします。

溝口委員：まず私からお話します。子ども政策課では、保育所や認定こども園等の担当をしております。就学前の子どもの保育教育に関する課です。卒園児で小学校に在籍している、学校に行きにくくなっている子どもの相談に保育士さんが乗るというケースは過去にあると聞いています。保育士さんは卒園児が気にかかるところもあり、いじめとまではいかななくても、地域で様子がおかしいと思うと、学校に連絡を入れることもあります。そこで、問題になってくるのが、特に民間の保育園等では、学校への壁があると言われていることです。今年度から、小中学校と就学前施設に連携担当職員を配置し、合同に研修をしながら壁を取って行こうという取組みを行っています。保育士さんにとって、なかなか教育委員会や教育センターには相談しにくいというイメージがあるようです。我々行政側がその壁を取っ払っていきたいと考えています。保育所等では、卒園児に対して相談に乗ることができるということを知っていただきたいなと思います。

開委員：子育て総合支援センターでは、総合的な相談窓口ということで、いじめの相談を受けることもあります。うちは教育委員会とは壁がないような形で、よく相談させていただき、連携を取っています。相談者の個人情報をごくまで守って話ができるかが課題となっています。保護者の了承が得られれば、学校に話してみようかと進めやすいのですが、了承がなければ、個人の判断で学校側へ伝えることはできないので難しいところです。今後つながっていくとすると、ルール化できるともっと連携が取りやすくなると思います。

芝田委員：教育委員会は最前線で、小学校中学校の発見も含めた窓口となると思います。学校にはちょっと言いにくいので、教育委員会に相談しようと来られる方もいらっしゃると思います。教育センターには教育相談室がありますし、電話でも相談ができるようにしています。名乗る名乗らないも自由で、思いをお聞きし、相談者の了承を得ながら、最終的には子どもを守る措置が取れるような相談室を設けております。そこには、専門家のスクールカウンセラーさん、スクールソーシャルワーカーさんを配置し、学校との連携を取り、保護者

の思いを受け止めていただけるような相談員さんを配置しています。相談を受けやすい状況を作ろうと努力をしています。残念ながら、保育所の先生方には壁があるのかもしれませんが、行事もやっていますので、よろしくお願いいたします。

平井委員：教育委員会は、イメージが悪いですもんね。テレビに出てくる教育委員会は悪者のように映りますね。壁が高くなるのかなと思ってしまいますね。

中村委員：発信の仕方が下手なのでしょうね。四條畷市のホームページは探すのが難しいです。分類はしてあるが、奥が深すぎて、探したいことと発信したいことのギャップがあります。昨年、街づくりでホームページに載せたのですが、自分たちのページが探せませんでした。要望に応じた検索ができるよう、すぐに行きたいページに行けるようになると理想的です。もう少し親しみやすい感じにしてもらえたらいいですね。字ばかりになると固いですよね。

芝田委員：ありがとうございます。

吉田委員：「人権なんでも相談」を行っています。以前保護者から相談があったのですが、お子さんが不登校になっていて、担任の対応がどうかというお話でした。学校教育課と連携して対応させていただきました。4月からは市民相談も人権政策課で行いますので、保護者の方からのご相談を多く受けることになると思います。また、人権擁護委員さんという方が市内に数名いらっしゃいます。学校に出向かれて、SOSミニレターや子どもの電話相談の案内を行っています。

会長：企画調整課では何かありますか。

中西委員：特に窓口は設けていません。

会長：それでは、各団体のお話も聞かせていただけますでしょうか。子ども会はどうですか。

平井委員：いじめられている子は活動に参加しないので、なかなかその子たちからは話を聞く機会はないですね。子ども会とは別ですが、知り合いの子が嫌なことがあったと言うので、聞いてみると、ある子の発言に対してすごく腹を立てていました。「クラスのボスみたいな子なのか。」と聞くと、「クラスで嫌われている子だ」と言います。「気にしなければいい、無視しておけばいいんだ」と話すと、「無視をすると、自分がいじめたことになってしまう」と答えました。子どもからいじめと言う言葉が出たので、頭に残っていました。無視と言ったのは、放っておいて、気にしなければいいという意味だったのですが、無視ととらえられると言った子が悪者になってしまうようです。いじめの多様性と言いますか、我慢して付き合っているとその子の精神も弱っていくことがあるかもしれない。子どもの世界は難しいなと感じました。役員さんから話を聞くこともありました。

自分が子どものときは、ケンカで怪我をして帰っても親に恥ずかしくて言えなかったが、今の子どもたちは恥ずかしくないのかフランクに全部言うてくる感じがします。親と子が普段から会話ができていると、子どもは話してくれるのかなと思います。子どもからの話で親が最初に認知できることが理想だなと思います。

中西委員：民生委員の活動で、いじめ問題や児童虐待、自殺予防キャンペーン等で、駅でティッシュ等を配るのですが、なかなか相談を受けることはありません。学校と地域が連携できているところは、学校からこの子が心配だから見てほしいと相談を受けることもあるそうです。私は直接相談を受けたことはありません。学校は敷居が高いというのはあります

ね。開かれた学校と言いつつ、門が閉じてあるし入りにくいんですよね。テレビで、校長先生が「いじめはなかったと思います」と話している姿を目にします。その校長が嘘をついていたとすれば、子どもたちにはわかるはず。その後に校長が子どもたちに集会で命の大切さを訴えても、子どもたちの心に残るのだろうか、と思います。校長は出せる範囲は出していくべきだと思います。

警察も敷居は高いですよね。他の民生委員が相談を受けたと話すので、「警察に電話したらいいやん」と言っても、できないと言います。代わりに電話をすることはあります。公的な機関は敷居が高いですよね。

子どもと老人の関係もうまくいっていないことはありますね。子ども会が公園の掃除をした次の日に老人会が掃除をしに来たことがありました。子ども会と老人会で打ち合わせて掃除をする日を決めると、1年通して公園をきれいに保てると話をしました。さらには、一緒に掃除をすればよいと提案しました。けれども、一緒にしたものの、終わった後に、それぞれの会で集まっていたのです。それは意味がないと思います。一緒に活動することにより、どこのおじいちゃんだ、あの子はあそこの孫だ、そこに住んでいる子だと広がるのが望ましいですね。

中村委員：田原地域のことになりますが、青少年指導委員として2か月に1回総会があります。中学校の先生に来ていただき、学校の実情について話をしてもらっています。また、地区協で顔合わせをする際に、学校でこんなことがありましたと報告を受けます。青少年指導員としても、学校のことがわからないと連携は取りにくいので、その機会は大切です。それにプラスして、子どもたちとの関係を築き、行事を通して顔色を見られるようになってきています。パトロール一つにしても、子どもと一緒に回る等、一体感を持ち、子どもと一緒に取組みましょうと活動をしてきました。一体で活動を行えば、いじめや仲間外れは減ると思います。

今日お話を聞かせてもらおうと、皆さんいい活動を行っておられます。知らないというのは、本当にもったいない話です。ホームページや、ちらしを通してもっと周知をしていけばよいと思います。知り合いで放課後デイをされている人から、こんな時はどこに相談に行けばよいのかと聞かれたのですが、答えられませんでした。それがわかっているならば、団体の人たちが相談に行き、解決できることもあるかもしれません。地域の子どもたちと学校安全教育等を皆で連携を取りながらやっていきたいと思います。時間が短くて、あまり話ができないこともありますが、飲み会で話をすることで補っています。

データの管理ですが、資料をすべてクラウドにあげています。役員さんにID・パスワードをもってもらい、修正をし合ったり、プリントアウトができたりします。事務局がデータを管理するだけよりも、会議がスムーズになっているというところでは好評です。3年前くらい前から行っていますので、参考になればと思います。

中西委員：田原地域は民生委員の間でも、色んなことをされていると聞いています。

福田委員：子ども家庭センターは児童相談所になっていますので、18歳未満の児童に関する相談や虐待通告の窓口になっています。大阪府の方では概ね25歳までの青少年の相談を設けていますので、その窓口でもあります。色んな地域での相談体制は整ってきていますので、直接いじめに関する相談を受けることは減ってきています。

電話相談ということで、子ども専用の子どもの相談フリーダイヤルがありまして、365日24時間無料で受けています。こちらは子どもからの相談しか受けられませんが、保護者からの相談となりますと、全国共通の児童相談所ダイヤル189というのがあります。こちらは通話料がかかりますが、緊急の虐待通告や相談を365日24時間受けています。

児童相談所の立場として、いじめで困っていることを解決することはできませんので、学校さんに相談させてもらったり、教育委員会さんや教育センターを紹介してもらったりしています。いじめそのものについては、学校で対応していただいています。いじめを受けた子どもの心のケアや、してしまった側の子どもについて、保護者から「発達について気になっています」等の相談を受けることもあります。発達についての問題があることも多々あります。また、家庭環境に問題があって、それがストレスになっていじめにつながるケースもあります。その背景にある事情等を考慮しながら個別に支援をしています。

船木委員：警察でも、相談は相談係という窓口があります。内容が少年の場合は、少年係が担当します。ほとんどの場合、学校の協力を得られないと、警察が直接何かをするということではできませんので、学校に連絡をして問題を解決するようになります。民間ボランティアの少年補助員さん等がおられますので、いじめの相談を受けてもらっています。

会長：学校ではいかがですか。

堀池委員：各校において、教員が子どもたちの様子をしっかりと見て、何かあるとなれば、すぐに子どもに聞き取り等をして対応するようにしております。事例につきましては、先ほどありましたように、小中学校の生活指導研究協議会が定例で月1回開催されております。各校の生活指導担当者が1名ずつ出てきて、自分の学校の課題を話し合います。全体の場で情報共有が行われた後、各中学校区に分かれまして、小中学校の担当者同士より密な情報交換を行って、小から中へのつなぎを行い、この子はこんな事案がある子だ、小学校の時にはどうだったのか等と、お互いの情報交換をする中で、早く問題解決できるようにと行っています。

会長：各団体さんで、それぞれ活動をされておられるとは思いますが、もう少し聞きたいと思うことがありましたらお願いします。

中村委員：窓口の一覧表があれば助かります。どこに行けばいいのか聞かれることがよくありますので、そういうものがあれば、いじめに対してもっと展開できるのかなと思います。

会長：いじめに関してのネットワークですか。

中村委員：ネットワークでも構いませんし、子どもたちに関する相談窓口一覧でも構いません。あればわかりやすいですし、もっと活用されるのかなと思います。せっかくいい活動がたくさんあるのに、埋もれているのもったいないですね。

中西委員：教育委員会から出ていませんか。

芝田委員：長期休み前に保護者向けに出すものはあります。決まりや連絡先を載せています。

平井委員：青少年相談室やフリーダイヤル等があっても、子どもが知らなければ利用できないですね。保護者向けの手紙であれば、子どもにはわかりません。本当に困った時に子どもが使えるように、周知が必要です。せっかくいいことをしていただいているのに、子ども

たちが知らないというのはもったいないです。柔らかく窓口を記していただけると、利用しやすいですね。

中村委員：わかりやすいものがあればいいですね。

平井委員：子ども相談室と書かれていても、利用していいのかなと思ってしまうかもしれません。わかりやすくあってほしいですね。

会長：他に何かございませんか。

森田部長：相談窓口はどうしても受け身になってしまうのですが、人権政策課の人権擁護委員さんにおける活動は出向いていくという話を聞きました。積極的に行う珍しい活動だと思うのですが、実績や内容はどのようなものなのでしょうか。

吉田委員：法務局の委嘱を受けて、人権擁護委員さんが活動をされています。全学校回ることができているかどうかは把握できていないのですが、子どもたちに「人権の花」という読み聞かせをし、花や球根等を一緒に植え、思いやりの気持ちをもつという人権教室を行っています。そのときにSOSミニレターを配ると聞いています。困ったことがあれば、連絡すればいいということや相談窓口があるという周知をしています。

森田部長：積極的に働きかけをし、掘り起しをすることは大切かなと思います。全市に渡ってできるといいなと思っています。

芝田委員：毎年1校ずつ、教育委員会と連携して学校を選択し、順番に人権の花の指導やお話をいただいています。連絡先につきましては、全児童生徒に配布できていたかと思います。

船木委員：警察の役割であるいじめや非行を減らすための取組みとして、検挙と抑止があります。いじめに関する検挙につきましては、1件もありませんでした。しかし、学校ではいじめがあると聞きます。抑止の面につきましては、非行防止教室を行っています。教室は、2種類ありまして、枚方少年サポートセンターが小学校5年生対象に行っている万引き防止の教室と、警察の少年係がやっております、小学校6年生と中学生を対象にしました非行防止全般の教室があります。枚方少年サポートセンターの5年生対象の万引き防止教室につきましては、市内全校が実施しております。警察が行っている教室につきましては、あえてここで言わしていただきますが、2校行っていない学校があります。学校から要請があれば、警察が出向いて行けることとなります。この場をお借りしてお伝えしておきます。ぜひともこの2校に関しては教室を受けていただきたいと思います。教室を受けたからといって、非行がゼロになるわけではないでしょうが、警察の話を聞いて、やめようと思ってくれる子がいればいいなと思います。実際に、イオンができてから、万引きの件数はものすごく増えています。子どもがおもちゃを抱えて逃げている画像を見ました。非行防止は一過性のものだから教室を受けても仕方ないというのではなく、教室を受けることは子どもたちの権利だと思いますので、ぜひともやっていただきたいと思います。

芝田委員：指導いたします。

会長：善処お願いいたします。明日が終業式ですね。警察の方でも冬休みは気を付けることはございますか。

船木委員：長期休みになると、開放的な気持ちになって、集団で遊んでケンカになったり、集団で万引きをしたりすることもあります。逆に被害に合う子もいます。危険なところに入って、

危険な目に合ったり、繁華街で恐喝を受けたりすることもあります。休み前には気を付けてくださいと伝えています。

会長：他の団体さんで休みに向けてされていることはありますか。

中村委員：あいさつ運動をしています。あいさつをして、子どもの顔色を見ていくということはしています。日ごろからもしていますが、ライフセイバーさんが子ども見守り隊として顔が知られていますし、あいさつもしていただいています。田原の交番の方にも協力をしていただけますので、安心感もあります。合同会議にも、田原の交番の方が出席し、現状報告をしていただいています。全体として連携を取ろうという意識をもっています。

中西委員：あいさつはいいですね。無料ですしね。生きていく中で大切なことは全部無料です。人間生活で大切なこと、太陽、空気、水（今は有料ではあるが）、そしてあいさつです。最初は、変な人が声をかけてきたとなりますが、2、3回続けると当たり前になります。この地域では、みんなあいさつをしてくるとなると、防犯の意味でも効果的です。

会長：教育委員会は休みに向けて何かありますか。

芝田委員：先ほど出ましたが、休みに向けての注意事項は、学校から全児童生徒に配布することになっております。学校から注意喚起もしていただいていると思います。

堀池委員：学校によって違いはありますが、長期休みにはPTAさんと合同のパトロールを行っている学校はたくさんあります。

会長：そうでしたら、次の案件に移ってもよろしいでしょうか。「その他」について、事務局からお願いします。

事務局：案件3「その他」について

次回の会議の予定をご連絡させていただきます。本協議会は、年2回の開催としておりまして、次回は来年度となります。7月、8月頃を予定しております。また、開催日が近づきましたら案内文書を送付させていただきますので、よろしく願いいたします。

会長：ご質問はございませんか。

3. 閉会

会長：特に無いようですので、これで「四條畷市いじめ問題対策連絡協議会」の審議は終了いたします。

事務局：小寺会長をはじめ、委員の皆様ありがとうございました。これをもちまして、第2回「四條畷市いじめ問題対策連絡協議会」を終わらせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。